

広報うと「市民のひろば」掲載基準

令和8年3月2日
まちづくり推進課 広報プロモーション係

1. 目的

「市民のひろば」は、宇土市内で行われている自主的・公益的な市民活動を応援することを目的としたコーナーです。地域の交流促進や文化・福祉・スポーツ・まちづくりなど、市民同士のつながりを広げる活動について、催しや会員募集などを紹介します。なお、本コーナーは市民投稿による情報掲載欄であり、行政情報を掲載する場ではありません。掲載内容の正確性や真偽については投稿者の責任とし、不明な点は各問い合わせ先へ直接ご確認ください。本コーナーは、特定の個人または団体の利益を図るものではありません。

2. 掲載できる内容

次のすべてを満たすものとします。

(1) イベント・催し

- ・市内を拠点に活動する団体・個人、または市内で催しを行う団体・個人が主催するもの
- ・営利を目的としないもの
- ・宇土市民の多くが参加できる開かれた内容であるもの
- ・公共性・公益性が認められるもの

※法人が公益目的で実施する事業についても、上記に準じます。

(2) 会員・参加者募集

- ・地域住民等で構成される団体・サークル・クラブなどの会員募集
- ・団体の継続的な市民活動につながる募集

3. 掲載できない内容

次のいずれかに該当するものは掲載できません。

- ①営利を目的とするもの
- ②営利活動を行う団体・個人の本来業務に関わるもの
例：事業者、私塾、各種教室、習い事講師等による体験教室・無料講座など
- ③個人や事業者の利益、宣伝、顧客獲得につながるおそれがあるもの
- ④政治活動または宗教活動を目的とするもの、またはそれらに参与するもの
- ⑤広報紙発行時点において、定員に達している、または参加の機会が著しく限定されるもの
- ⑥料金設定が社会通念上高額と判断されるもの
※参加費は、会場費・材料費・講師謝礼等の実費相当額の範囲内とします。
※参加費が高額となる場合は、その内容や内訳を確認のうえ、掲載の可否を判断します。
- ⑦料金が未定、または内訳が不明確なもの
- ⑧過去の活動や掲載においてトラブルや苦情があったもの
- ⑨その他、本基準の趣旨に照らし、担当課が掲載に不相当と判断したもの
- ⑩市の主催・共催事業、または公の施設の指定管理業務として実施される事業
※本コーナーの趣旨と異なるため、「行政情報」コーナーでの掲載とします。

※市の「後援」事業については、本コーナーの趣旨および掲載基準に合致する場合には限り、掲載対象とします。

4. 申込期限

掲載希望月の前々月 20 日から末日まで

例：8 月 1 日発行号に掲載希望の場合→ 6 月 20 日～6 月 30 日に申し込み

5. 提出方法

- ・メール (kouhou01@city.uto.lg.jp)
- ・宇土市ホームページの申込フォーム
- ・まちづくり推進課へ持参

6. 掲載にあたっての注意事項

- ・掲載は受付先着順とします（1 号あたり最大 8 枠）。ただし、掲載希望が多数ある場合は、紙面の公平性確保のため、当該年度内に未掲載の団体を優先することがあります。
- ・同一団体による同一内容の掲載は、同一年度内 1 回までとします。
なお、名称や表現を変更した場合でも、内容が実質的に同一と判断されるものは同一掲載とみなします。
- ・内容が異なる事業については、この限りではありません。
- ・紙面の都合により内容を一部編集・割愛する場合があります。
- ・著作権・商標権などの権利関係は、投稿者の責任で確認してください。
- ・掲載された催しに関するトラブルについて、市は責任を負いません。主催者が誠実に対応してください。

【問合せ】

宇土市まちづくり推進課 広報プロモーション係

TEL 0954-27-6608

メール kouhou01@city.uto.lg.jp